

平成 24 年 3 月 26 日

各 位

上場会社名 株式会社トマト銀行
代表者名 取締役社長 中 川 隆 進
(コード番号 8542 東証・大証第 1 部)
問合せ先
責任者役職名 経営企画部長
氏 名 谷 口 善 昭
T E L (086)-221-1010

不祥事件の発生について

この度は、誠に遺憾ながら、当社赤穂支店の元社員(お得意さま係、男性、27 才)が、正規な手続きを経ないままお客さまに資金を用立てるため、他のお客さまの定期預金などを流用するという不祥事件が発生いたしました。

信用を第一とする金融機関にあって、このような不祥事件を発生させましたことを深く反省いたしております。また、日頃から当社をご愛顧いただいておりますお客さま、地域の皆さま、株主の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、かかる事態を招いたことを厳粛に受け止め、再発防止に向けて、全力をあげて取組む所存であります。

1. 不祥事件の概要

- (1) 元社員が、平成 24 年 2 月下旬に、銀行の正規な手続きを経ないままお客さまに資金を用立てるため、他のお客さまの定期預金などを流用し、また一部を生活資金にあてていたことが、平成 24 年 3 月 8 日に発覚いたしました。
- (2) 流用金額は合計 626 万円で、うち定期預金解約によるものが 526 万円、他のお客さまの資金からの一時的な流用が 100 万円になります。526 万円の内訳として、銀行の正規な手続きを経ないまま融通したものが 500 万円、自己の生活資金への充当が 26 万円です。
- (3) 既に本人および家族より全額弁済を受けております。

2. お客さまへの対応

速やかに経緯のご説明を行い、お詫び申し上げます。
また、被害金額につきましては全額返済されております。

3. 監督官庁等への届出

監督官庁へは、法令に基づく届け出を行うとともに、警察へは通報済みです。

4. 関係者の処分

元社員につきましては、平成 24 年 3 月 26 日付で懲戒解雇としております。
また、関係役職員につきましては、今回の不祥事件の責任を明確にするため、近日中に厳正に処分を行います。

5. 再発防止に向けての取組み

コンプライアンスを経営の最重要課題に位置づけておりますが、改めて役職員の綱紀粛正を行い、倫理観の高揚に努めてまいります。

また、事務取扱の厳正化や相互牽制体制の強化等に取り組む、再発防止に努めてまいります。

以 上